

市第 196 号議案

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例等の一部改正について

改正条例

- 第 1 条 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正
- 第 2 条 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 第 3 条 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正

<議案の概要>

横浜市市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、平成 23 年 2 月 23 日の横浜市特別職職員議員報酬等審議会からの答申に基づき、議員報酬の額及び給料の額の改定を行います。

また、これに準じて、常勤特別職職員である常勤監査委員の給料の額及び非常勤特別職職員の行政委員会の委員など、月額で報酬を定めているもののうち、改定の影響額が一定以上のもの、具体的には改定額との差が 1,000 円以上となるものについて、委員報酬の額の改定を行います。

(参考)

横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例【抜粋】

(設置)

第 1 条 議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額(以下「議員報酬等の額」という。)について審議するため、市長の附属機関として、横浜市特別職職員議員報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

第 2 条 市長は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第 2 条の 2 市長は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 26 条の規定による横浜市人事委員会の給与に関する勧告に基づき給料表の改定がなされる場合には、議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

1 審議会における審議経過等

- ・平成 22 年
 - 10 月 8 日 横浜市人事委員会勧告
 - 12 月 1 日 横浜市職員給与改定実施
- ・平成 23 年
 - 1 月 4 日 審議会へ意見聴取依頼
 - 1 月 20 日 審議会開催(第 1 回)
 - 2 月 2 日 審議会から「引下げを行うべき」との報告
 - 2 月 4 日 審議会へ諮問
 - 2 月 9 日 審議会開催(第 2 回)
 - 2 月 23 日 審議会から「引下げ額等」の答申

〔裏面あり〕

2 改正する条例

(1) 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例【改正条例第1条】

議長、副議長、委員長、副委員長、議員の議員報酬の額を改定します。

(2) 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例【改正条例第2条】

教育委員会委員、市・区選挙管理委員会委員、監査委員（識見を有する者・議員）、人事委員会委員の報酬額及び非常勤特別職職員の報酬（日額・月額）の上限額を改定します。

(3) 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例【改正条例第3条】

市長、副市長、常勤監査委員の給料の額及び公営企業管理者の給料月額を改定します。

改定額一覧表 ※は日額、それ以外は月額

	特別職の職	現行の 給料・報酬額	改定後の 給料・報酬額	差 額	備考 (改正する条例)
改正 条例 第1 条	議 長	1,200,000円	1,179,000円	△21,000円	第2条
	副 議 長	1,080,000円	1,061,000円	△19,000円	
	委 員 長	1,000,000円	983,000円	△17,000円	
	副委員長	990,000円	973,000円	△17,000円	
	議 員	970,000円	953,000円	△17,000円	
改正 条例 第2 条	教育委員会委員	362,000円	355,000円	△7,000円	別表
	市選管委員会委員	280,000円	275,000円	△5,000円	
	区選管委員会委員	138,000円	135,000円	△3,000円	
	監査委員（識見を有する者）	362,000円	355,000円	△7,000円	
	監査委員（議員）	94,000円	92,000円	△2,000円	
	人事委員会委員	362,000円	355,000円	△7,000円	
	非常勤特別職報酬日額の上限額 ※	50,000円	49,000円	△1,000円	第3条第2項
	非常勤特別職報酬月額の上限度額	900,000円	884,000円	△16,000円	
改正 条例 第3 条	市 長	1,453,000円	1,428,000円	△25,000円	第3条第1項
	副市長	1,168,000円	1,148,000円	△20,000円	
	常勤監査委員	825,000円	811,000円	△14,000円	
	公営企業管理者給料月額の上限度額	970,000円	953,000円	△17,000円	第10条第2項

3 施行期日

平成23年4月1日

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の
一部改正案に対する修正

〔上段 修正案〕
〔下段 改正案〕

(横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正
)

第1条 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和
31年8月横浜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,200,000円」を $\frac{\text{「960,000円」}}{\text{「1,179,000円」}}$ に、「1,080,000円」を

$\frac{\text{「860,000円」}}{\text{「1,061,000円」}}$ に、「1,000,000円」を $\frac{\text{「800,000円」}}{\text{「983,000円」}}$ に、「990,000円」を

$\frac{\text{「790,000円」}}{\text{「973,000円」}}$ に、「970,000円」を $\frac{\text{「770,000円」}}{\text{「953,000円」}}$ に改める。